

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、求職者の早期の安定した就職の実現に向け、職業訓練の効果的な実施を図る観点から、職業訓練の設定、実施の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

厚生労働省

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県(21)、民間教育訓練機関(51)、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 12 事務所（青森、茨城、富山、石川、三重、福井、滋賀、和歌山、山口、徳島、愛媛、佐賀）

4 実施時期

平成 26 年 8 月～28 年 2 月